

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	兵装に係る業務の効率化に関する 技術検討 -----	補本LPS-W499008	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 6年12月20日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	補 給 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が実施する戦闘機への空対空用ミサイルの兵装に係る業務の効率化に関する技術検討について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1

供試品

本契約の履行にあたり、用意される会社準備品

1.2.2

戦闘機

F-15J, F-15DJ及びF-2A/B

1.2.3

アダプタ・セット

BOOM AND SUPPORT ASSEMBLY (部品番号：P1BL69900), CRADLE ASSEMBLY (部品番号：8644494-10), ROLLER ASSY (部品番号：P1BL78000) 及びROLLER, MATERIAL HANDLING (部品番号：P1BL79000)

1.2.4

空対空用ミサイル

AAM-4, AAM-5, AIM-7, AIM-9X及びAIM-120

1.2.5

弾薬搭載作業

ミサイル・ドローリⅡ型から弾薬搭載器材へ空対空用ミサイルを積載し、弾薬搭載器材から戦闘機へ空対空用ミサイルを搭載する作業

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

- a) 規格
 - J I S B 9 6 9 0 高所作業車一設計，計算，安全要求事項及び試験方法
- b) 仕様書
 - D S P D 6 0 0 2 けん引車，航空機用
 - C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書
 - C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書
- c) 法令等
 - 著作権法（昭和45年法律第48号）
 - 航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）
 - 補給本部における技術指令書等の管理に関する達（令和4年12月7日）
 - 第4補給処における図書の管理補給業務に関する達（平成26年7月30日）
 - I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）
 - 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号令和4年3月31日〕
- d) その他
 - 第4補給処官給品等取扱要領（令和4年7月1日）
 - 兵装に係る業務の効率化に関する検討 成果報告書

1.3.2 関連文書

- J . T . O . 0 0 - 1 0 - 8 航空自衛隊地上器材等整備基準
- 4補L P S - X 0 0 1 6 0 0 兵装に係る業務の効率化に関する検討
- その他，表3記載の貸付文書

2 役務に関する要求

2.1 一般

契約の相手方は，会社の有する技術力を活用し，戦闘機への空対空用ミサイルの兵装に係る業務の効率化に関する技術検討を実施する。

2.2 役務内容

役務内容は，次による。

なお，本役務は，表1に示す実施計画書に基づき実施する。

a) 設計に関する技術検討

契約の相手方は，兵装に係る業務の効率化に関する検討 成果報告書別紙1及び別紙2を参考とし，附属書Aに基づき弾薬搭載器材の設計に関する技術検討を行い，設計書案を添付した技術検討結果報告書を作成し，提出する。

なお，契約の相手方は，弾薬搭載器材の設計に関する技術検討の実施に当たり附属書Aを満足することを確認するため，供試品を用いて適合性確認を実施する。

適合性確認の細部は，次による。

- 1) 契約の相手方は，適合性確認に先立ち，適合性確認実施要領書を作成し，提出する。
- 2) 適合性確認を実施可能な部隊は，F-15J又はF-15DJについては第6航空団，F-2A/Bについては第7航空団とし，実施回数は，各航空団2回を上限とする。
- 3) 契約の相手方は，適合性確認終了後，速やかに適合性確認結果報告書を作成し，提出する。

b) 発展性検討

発展性検討は，次による。

- 1) 契約の相手方は，兵装に係る業務の効率化に関する検討 成果報告書別紙3を参考とし，

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

弾薬搭載器材に関する将来の省人化及び自動化に対する発展性検討を行う。

- 2) 契約の相手方は、発展性検討結果報告書を作成し、提出する。

2.3 本役務請負の実施体制

契約の相手方は、本役務請負の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a) の業務従事者が、役務請負に必要な技術及び能力を有する。
- c) a) の業務従事者が、b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景(国籍等)、業績等を有する。
- d) c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

2.4 サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、貸付品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、提出先、数量、単位、種類及び提出時期は、表1による。

- a) 表1の番号1～番号3及び番号5については、補給本部武器弾薬部武器弾薬第2課長の確認を受けた後、提出する。
- b) 表1の番号4については、補給本部武器弾薬部武器弾薬第2課長の確認を受けた後、契約担当官等の承認を得て、提出する。

表1－提出書類

番号	名 称	提出先	数量・単位 ・ 種類	提出時期	備考
1	実施計画書	補給本部 武器弾薬部長 (武器弾薬第 2 課 長気付)	1 部 電子媒体 (DVD－ R)	契約締結後、速やかに	様式 任意
2	適合性確認実施 要領書			適合性確認の 1 か月前 まで (最大 4 回)	
3	適合性確認結果 報告書			適合性確認後、速やか に (最大 4 回)	
4	技術検討結果 報告書	航空幕僚監部 装備計画部 整 備・補給課長 (武器弾薬班長 気付)		契約納期まで	
5	発展性検討結果 報告書				

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

4.2 貸付品

貸付品は、C&LPS-Y00007の4.2.2 a) に基づき、表2に示す貸付品を官側と調整のうえ、無償で貸付けを受けることが可能である。

なお、手続きは、第4補給処官給品等取扱要領による。

表2－貸付品

番号	名称	数量及び単位	貸付期間	貸付場所及び返納場所
1	ADAPTER, GROUND HANDLING EQUIPM (部品番号:8644425-10)	1EA	契約の相手方の申請後、速やかに～契約納期まで	航空自衛隊 第4補給処
2	BEAM, HOISTING, GUIDED MISSILE (部品番号:71D151006-1001)	1EA		
3	ROLLER, MATERIAL HANDLING (部品番号:P1BL79000)	4EA		
4	LOADER, MISSILE (部品番号:A-80080)	1EA		

4.3 貸付文書

貸付文書は、C&LPS-Y00007の4.2.2 b) に基づき、表3に示す貸付文書及び本契約の履行に当たり、官側が保有する文書を必要とする場合には、官側と調整のうえ、無償で貸付けを受け又は閲覧をすることが可能である。

なお、手続きは、補給本部における技術指令書等の管理に関する達及び第4補給処における図書の管理補給業務に関する達による。

表3－貸付文書

番号	名称	数量及び単位	貸付期間	貸付場所及び返納場所	秘等区分
1	兵装に係る業務の効率化に関する検討 成果報告書	1部	契約の相手方の申請後、速やかに～契約納期まで	航空幕僚監部	—
2	J. T. O. 1F-15J-33-PK 弾薬等搭載手順 F-15J及びF-15DJ 航空機	1部		航空自衛隊 第4補給処	
3	J. T. O. 1F-F2-33 弾薬等搭載手順 F-2A/B 航空機	1部			
4	J. T. O. 21M-AAM-4-2 部品目録付整備指令 99式空対空誘導弾	1部			

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

表 3－貸付文書（続き）

番号	名称	数量及び 単位	貸付期間	貸付場所及び 返納場所	秘等 区分
5	J. T. O. 21M-AAM- 5-2 部品目録付整備指令 04式空対空誘導弾AAM-5 ／-5B	1 部	契約の相手 方の申請 後、速やか に～契約納 期まで	航空自衛隊第 4 補給処	—
6	J. T. O. 21M-AAM- 7-2 部品目録付検査及び整 備指令 誘導弾AIM-7F, AIM-7M（スパロー）	1 部			
7	J. T. O. 35D3-9-5 9-1 部品目録付操作及び整 備指令 リフト・トラック（B L-1）	1 部			
8	J. T. O. 35MA-2- 2 部品表付操作及び整備指 令 ミサイル・ラックAIM -9（ ）用 型式 A-8 1085	1 部			
9	J. T. O. 35M4-2-5 3-1 部品目録付操作及び整 備指令 ミサイル・ローディン グ・アダプタ AIM-7 （ ）用 部品番号 F010 -00-02-000	1 部			
10	J. T. O. 35M4-2-5 4-1 部品目録付操作及び整 備指令 ミサイル・ローディン グ・アダプタ AIM-7 （ ）用 部品番号 IA10 4900	1 部			
11	J. T. O. 35M4-102 -1 部品目録付操作及び整備 指令 ミサイル・ドーリ2型	1 部			
12	J. T. O. 35M4-103 -1 部品目録付操作及び整備 指令 ミサイル・ドーリ2型	1 部			
13	J. T. O. 35M4-104 -1 部品目録付操作及び整備 指令 ミサイル・ドーリ2型	1 部			

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

表 3－貸付文書（続き）

番号	名称	数量及び 単位	貸付期間	貸付場所及び 返納場所	秘等 区分
14	J. T. O. 35M4-105 -1 部品目録付操作及び整備 指令 ミサイル・ドーリⅡ型 HN-52684	1 部	契約の相手 方の申請 後，速やか に～契約納 期まで	航空自衛隊 補給本部	—
15	J. T. O. 35M4-106 -1 部品目録付操作及び整備 指令 ミサイル・ドーリⅡ型 (ゴオダ工業)	1 部			
16	CSTOXX21M-AIM1 20C-2 ASSEMBL Y, SERVICE, AND FIELD MAINTENA NCE IN INSTRUCTI ONS WITH ILLUS TRATED AERIAL- INTERCEPT GUID ED MISSILE AIM -120C	1 部			
17	NAVAIRJALZB0-1 7026-0762 (CUI FMS AIM9X-2. 1) MAINTENANCE IN STRUCTIONS WIT H ILLUSTRATED PARTS BREAKDOW N ORGANIZATION AL AND INTERME DIATE AIM-9X SERIES (SIDEWIN DER) MISSILES	1 部		航空自衛隊 第4補給処	注意

4.4 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した保護すべき情報〔装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。〕として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱い者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。また、事前に立入申請を行う。

4.6 官側における支援

契約の相手方は、適合性確認を実施する上で必要な場合は、監督官又は補給本部武器弾薬部長に申し出て、次の支援を受けることが可能である。

なお、その他契約履行のため必要な事項が生じた場合については、その都度、補給本部武器弾薬部長と調整する。

- a) 部隊での適合性確認における部隊が保有する器材等の操作
- b) 部隊での適合性確認における搬入器材の保管及び作業のための施設提供
- c) 部隊での適合性確認における弾薬搭載作業及びしや下作業

4.7 著作権等

契約の相手方は、この契約を履行するに当たり、第三者が有する著作権その他の権利（以下、“知的財産権”という。）を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。契約の相手方は、この契約において作成した著作物が第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者が官側に対して損害賠償請求、差止請求等を行ったときには、当該第三者との交渉、訴訟等の対応を行うとともに、対応に要した損害賠償金、見舞金、訴訟費用、弁護士費用、諸費用等の金額を負担しなければならない。

この契約において作成した著作物において、著作権が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻訳、翻案、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。

- a) 契約の相手方は、著作権法に規定された著作権（財産権）著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を官側に譲渡しなければならない。
- b) 契約の相手方が契約以前から有していた著作物の著作権等は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を、契約の相手方の同意の下、守秘義務を課した上で第三者に利用させることが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
- c) 契約の相手方は、官側に対し著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
- d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けなくてはならない。

4.8 知的財産権の取扱い

知的財産権の取扱いは、次による。

品 名	兵装に係る業務の効率化に関する技術検討
-----	---------------------

- a) 契約相手方は、本契約の成果（この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。）についての産業財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するものをいう。）を官側に譲渡する。
- b) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官側に提出された著作物〔契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。）に係る著作物及び著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。〕の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）について、提出書類を官側に提出した時に、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官側に譲渡する。
- c) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官側に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利〔技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものを利用及び処分する権利をいう。〕は、官側が有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、契約相手方が有する。また、契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。

4.9 仕様書の疑義

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、本仕様書に対して疑義を生じた場合は、契約担当官等を通じて速やかに官側と協議する。

附属書 A
(規定)
弾薬搭載器材の性能諸元

A.1 適用範囲

この附属書は、戦闘機への空対空用ミサイルの兵装に係る業務の効率化に関する技術検討における弾薬搭載器材の性能諸元について規定する。

A.2 目的

本役務請負において契約の相手方が技術検討を実施するに当たり、弾薬搭載器材の構成、構造、形状、及び性能諸元を示すことを目的とする。

A.3 一般的要求事項

契約の相手方は、兵装に係る業務の効率化に関する検討 成果報告書、A.4、A.5 及び A.6 を基に弾薬搭載器材の設計に関する技術検討を行い、設計書案を添付した技術検討結果報告書を作成する。

A.4 構成

構成は、表 A. 1 による。

表 A. 1－構成

番号	品 名	数量及び単位	備 考
1	弾薬搭載器材	1EA	
2	走行装置	1EA	
3	ベース・フレーム	1SE	
	ベース・フレーム本体	1EA	
	けん引装置	1EA	
4	昇降装置	1EA	
5	調整台	1EA	
6	操作装置	1EA	
7	バッテリー	1EA	

A.5 構造

構造は、次による。

- a) 弾薬搭載器材は、基地内、主としてエプロン地区、えん体及び格納庫内で使用可能な構造とする。
- b) 弾薬搭載器材は、火の粉が排出されない構造とする。
- c) ベース・フレーム本体は、走行装置の上に位置し、走行装置への取り付け及び取り外しが可能な構造とする。また、人力で操縦する場合に用いる取手を有する。
- d) けん引装置は、ベース・フレーム本体と結合し、保管時は折り畳み可能な構造とする。
- e) 昇降装置は、ベース・フレームと結合している構造とする。
- f) 調整台は、昇降装置の上部に組みつけ可能とし、アダプタ・セットの取り付け及び取り外しが可能な構造とする。
- g) 操作装置は、ベース・フレーム上及び調整台に位置する。

A.6 性能諸元

性能諸元は、次による。

A. 6.1 一般的事項

- a) 防水 防水は、C&LPS-V00008の2.1.7による。
- b) 耐寒・耐熱 耐寒及び耐熱は、C&LPS-V00008の2.1.8による。
- c) 防せい 防せいは、C&LPS-V00008の2.1.9による。
- d) 風荷重 風荷重は、JIS B 9690の4.2.2.3.1及び4.2.2.3.2による。
- e) 弾薬搭載器材は、操縦者1名と作業員1名で次の作業を可能とする。
 - 1) 戦闘機へ空対空用ミサイルの搭載及びしゃ下
 - 2) ミサイル・ドーリⅡ型に積載した空対空用ミサイルの弾薬搭載器材への積載
 - 3) 弾薬搭載器材に積載した空対空用ミサイルのミサイル・ドーリⅡ型へのしゃ下
 - 4) BOOM AND SUPPORT ASSEMBLY（部品番号：P1BL6990）を装着した弾薬搭載器材によるコンテナに収納された空対空用ミサイルの弾薬搭載器材への積載
 - 5) BOOM AND SUPPORT ASSEMBLY（部品番号：P1BL6990）を装着した弾薬搭載器材に積載した空対空用ミサイルのコンテナへの収納
- f) 弾薬搭載器材へ積載する空対空用ミサイルは、1発とする。
- g) 弾薬搭載器材へ積載する空対空用ミサイルの種類は、表A. 2のとおりとし、弾薬搭載器材の最大積載荷重は、5 394 N (550 kgf)とする。
- h) 弾薬搭載器材は、空対空用ミサイルに対して電気絶縁性が高く、弾薬搭載器材に積載した空対空用ミサイルの故障及び爆発を防止する。
- i) 弾薬搭載器材は、空調設備のない格納庫及びえん体で保管可能とする。
- j) 故障発生時は、構成品単位での修理を可能とし、消耗品は、部隊で交換可能とする。
- k) 弾薬搭載器材は、外気温-10℃～40℃の環境下において使用可能とする。

表A. 2 空対空用ミサイルの種類

番号	品 名	基準寸法 (mm)		質量 (kg)
		全長	直径	
1	AAM-4	3 670	203	220
2	AAM-5	3 110	130	95
3	AIM-7	3 660	203	231
4	AIM-9X	3 020	127	85.3
5	AIM-120	3 650	178	153

A. 6.2 機能・性能

A. 6.2.1 機能

機能は、次による。

- a) 弾薬搭載器材
 - 1) 無負荷の状態でDSP D 6002によるけん引を可能とする。
 - 2) 空対空用ミサイルを積載した状態で操縦者1名による電動又は電動アシストを使用した移動を可能とする。
 - 3) 動力源に不具合が生じた場合にあっても、操縦者1名の人力による移動を可能とする。
- b) 走行装置
 - 1) パンクによる走行不能が生起せず、ブレーキ装置を有する。
 - 2) 全方位置移動（前後、左右、斜め及び曲がり走行）が可能であり、急激な速度変化が生じない。

- 3) 凍結した路面における走行を考慮する。
 - c) 昇降装置
 - 1) 電動アシストにより、作業員 1 名が片手で空対空用ミサイルを積載した調整台の昇降及び任意の高さでの停止を可能とする。
 - 2) 昇降速度は、緩急自在に調整可能とする。
 - 3) 動力源に不具合が生じた場合にあっては、調整台及び空対空用ミサイルの急激な落下を防止する。
 - d) 調整台
 - 1) 空対空用ミサイルを積載した状態で前後左右への移動及び傾斜並びに水平方向の回転を可能とする。
 - 2) 空対空用ミサイルの落下を防止する固定具を有する。
 - e) 操作装置
 - 1) 弾薬搭載器材の操作を可能とし、速度調整及び停止が可能である。
 - 2) 電源供給を切断可能な非常停止スイッチを有する。
 - f) バッテリー
 - 1) 隊員 1 名での交換及び持ち運びを可能とする。
 - 2) 商用電源で充電可能とし、既存設備の改修を要さない。
 - 3) バッテリーにバッテリー充電用ケーブルを接続しての充電及びバッテリー充電器を使用した充電を可能とする。
 - 4) バッテリー残量を確認可能とする。
- A. 6. 2. 2 性能
- 性能は、次による。
- a) 弾薬搭載器材
 - 1) 無負荷の状態で DSP D 6002 によりけん引する場合の最高速度は、時速 15 km 以上とする。
 - 2) 空対空用ミサイルを積載した状態で電動又は電動アシストを使用した移動時の最高速度は、時速 4 km 以上とする。
 - 3) AAM-4、AIM-7 又は AIM-120 を弾薬搭載器材に積載する場合、最も低い位置で AAM-4、AIM-7 又は AIM-120 を保持した際、AAM-4、AIM-7 又は AIM-120 の中心位置は地上から 770 mm 以下とする。
 - 4) AAM-5 又は AIM-9X を弾薬搭載器材に積載する場合、最も高い位置で AAM-5 又は AIM-9X を保持した際、AAM-5 又は AIM-9X の中心位置は地上から 2 300 mm 以上とする。
 - b) 昇降装置

調整台に空対空用ミサイルを積載した状態で最も低い位置から最も高い位置への移動又は最も高い位置から最も低い位置への移動は、15 秒以内とする。
 - c) 調整台
 - 1) 空対空用ミサイルを積載した状態で前後左右に $\pm 3^\circ$ 傾斜し、固定可能とする。
 - 2) 空対空用ミサイルを積載した状態で水平方向に 360° 回転し、固定可能とする。
 - 3) 空対空用ミサイルを積載した状態で中心から前後左右へ 5 cm 以上移動し、固定可能とする。
 - d) バッテリー
 - 1) 満充電の状態で 20 回以上の弾薬搭載作業（5 分を基準とする。）を実施可能とする。
 - 2) 充電の残量がない状態から満充電まで 6 時間以内とする。
 - 3) 充放電回数は、800 回以上とする。

A.7 附属品

附属品は、表 A. 3 による。

表 A. 3－附属品

番号	品 名	数量及び 単位	備 考
1	バッテリー充電器	1EA	
2	バッテリー充電用ケーブル	1EA	ケーブルの長さは、2 m 以上とする。